

料金審査専門会合の開催について

(趣旨)

関西電力の高浜原子力発電所3・4号機の再稼働に伴う特定小売供給約款の値下げ届出について、経済産業大臣から本委員会宛てに意見の求めがあった。

委員会の対応として、料金審査専門会合を開催し、平成27年5月の供給約款認可時に付された条件に基づき適正な値下げが実施されることを確認することとしたい。

主なポイント

1. 特定小売供給約款の届け出

- ① 本日（7月6日）、関西電力より経済産業大臣に届出があり、経済産業大臣から本委員会宛てに意見の求めがあったもの。
- ② 平成27年5月の値上げ認可時の査定方針において、関西電力は、高浜原子力発電所3号機・4号機が再稼働した場合には、直ちに値下げ届出を行う旨の条件が付されており、今回の届出は、当該条件に沿って行われたもの。

2. 今後の予定

7月11日 第25回料金審査専門会合の開催

8月1日 値下げ実施

(参考1) 平成27年5月の関西電力の供給約款変更認可申請に係る査定方針抜粋

7. 値下げの条件

(1) 基本的な考え方

「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」(平成24年3月)に記載されているとおり、料金改定実施後、その改定の原因となった事象が解消された場合には、再度料金改定を行う必要がある。今回の関西電力の値上げ申請は、高浜原子力発電所及び大飯原子力発電所の再稼働時期の遅れを理由とするものであることから、高浜原子力発電所及び大飯原子力発電所が再稼働した場合には、値上げの原因となった事象が解消され、値下げを行う必要が生ずることとなる。値上げ認可時に、電気事業法第100条に基づき、原因となった事象が解消された場合には速やかに料金値下げを実施するよう、条件を付す。

値下げの具体的な内容については、以下のとおり考えるべきである。

(参考) 申請の前提

今回の関西電力の申請においては、高浜原子力発電所3号機が平成27年11月30日に、4号機が平成27年11月9日にそれぞれ再稼働することを前提として、前回認可時よりも増加する燃料費等の追加費用が計上され、値上げ率が算定されている(大飯原子力発電所が原価算定期間内に再稼働することは想定されていない)。

(2) 再稼働時期(※)と値下げ実施時期との関係

①原価算定期間内に想定よりも早く再稼働する場合の扱い(省略)

②原価算定期間内に想定よりも遅れて再稼働する場合の扱い(省略)

③原価算定期間終了後に再稼働する場合の扱い

原価算定期間終了後に再稼働する場合は、原則として、1基再稼働するごとに値下げを行うべきである。この場合、原価算定期間内に値下げする場合と同様に、再稼働の翌々月までを値下げの実施時期とすべきである。

④大飯原子力発電所が再稼働する場合の扱い

今回の申請においては、原価算定期間内に大飯原子力発電所が再稼働することは想定されていないが、大飯原子力発電所が再稼働した場合には、上記①から③までの高浜原子力発電所が再稼働した場合の考え方と同様の考え方に基づき、値下げを行うべきである。

(※) 原則として営業運転開始時

(3) 値下げ率

再稼働の時期や原価算定期間との関係等によって値下げ率が異なることが想定され、事前に一意的に決めることが困難である。したがって、具体的な値下げ率そのものについて条件とはせず、後述する電気料金審査専門小委員会でのフォローアップを通じ、適正な値下げが実施されることを確認する。

なお、中長期的に考えれば、関西電力においては、少なくとも一昨年(平成25年)改定以前の水準まで、着実に電気料金を下げていくことを目指すべきである。

(4) 電気料金審査専門小委員会によるフォローアップ

値下げの実施時期や値下げ率等の適正性を確認・検証するとともに、広く情報を公開する観点から、値下げの時期を問わず(原価算定期間内外問わず)、電気料金審査専門小委員会によるフォローアップが必要である。

(参考2) 電気事業法 抜粋

第百条

登録、変更登録、許可又は認可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 (省略)

以上